

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第9号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給地域)</p> <p>第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、豊田市、大阪市、府中市、名古屋市、多賀城市、福岡市及び<u>仙台市</u>に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(支給地域)</p> <p>第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の特別区、豊田市、大阪市、府中市、名古屋市、多賀城市、福岡市、<u>仙台市及び札幌市</u>に属する地域とする。</p> <p>(支給区分)</p> <p>第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 7級地 <u>札幌市に属する地域</u></p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。